

知っていますか？

SONPO.

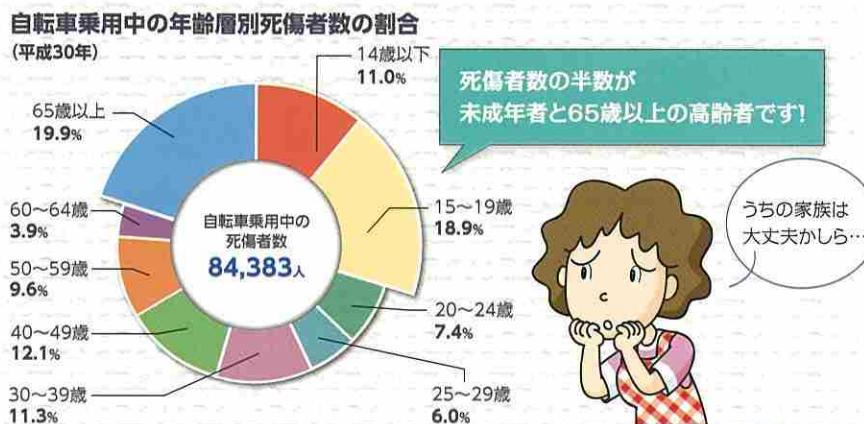
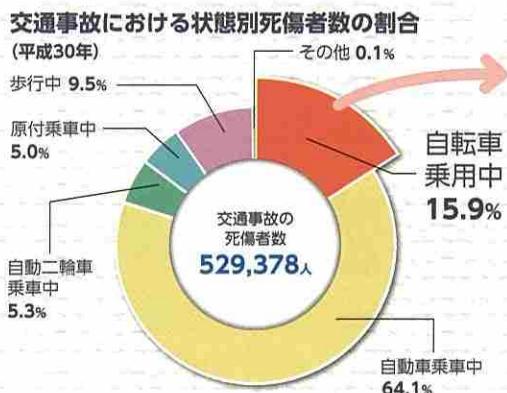
自転車活用推進本部

自転車事故の実態と備え

もしも自転車事故を起こしてしまったら…

1 およそ6分に1件の割合で、
自転車事故が発生しています！

平成30年には、自転車乗用中の交通事故が85,641件発生。また、死傷者数は84,383人と交通事故全体の死傷者数に占める割合は15.9%であり、歩行中の死傷者数に比べ約1.7倍と高い数値を示しています。



(警察庁交通局データより作成)

2 加害者になつてしまうと、
高額な賠償金が生じることがあります。

自転車による事故では、被害者になることもあります。
もし加害者になった場合は損害賠償責任が生じ、賠償額が数千万円と高額になることもあります。

自転車での加害事故例 (日本損害保険協会調べ)

判決認容額※	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)。
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った(東京地方裁判所、平成20(2008)年6月5日判決)。
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した(東京地方裁判所、平成15(2003)年9月30日判決)。

(※)判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

こんな金額
払えないわ…
どうすればいいの?



そんなときのために
事前に備えておけば
安心です!



ルールを守る

保険に加入する

自転車を運転する人の責任です!

1 ルールを守り、無理な運転をしなければ、自転車事故を防ぐことができます!



自転車で事故を起こしたり、事故に遭ったりしないために、交通ルールをしっかりと守って安全運転を心がけることが大切です。

自転車は車道が原則、歩道は例外



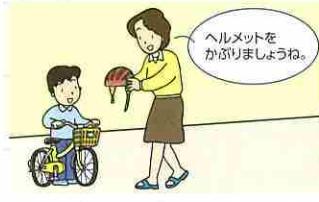
車道は左側を通行



歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



ヘルメットを着用



自転車事故による死者の多くは頭部を損傷しています。幼児・児童に限らず、自転車に乗るときはヘルメット着用を心がけましょう。

安全ルールを守る



- 一時停止と安全確認をしっかり行う
- 夜間は必ずライトを点灯する
- 道路は並んで走らない
- 飲酒運転はしない
- 信号を正しく守る
- 二人乗りはしない

■自転車運転者講習

信号無視や一時不停止、飲酒運転などの一定の違反行為(危険行為)を反復して行った自転車運転者に、安全講習の受講が義務付けられています。

携帯電話やイヤホーン等を使用しながらの運転や、傘さし運転も大変危険ですのでやめましょう。

※これらの行為は、都道府県の条例で禁止されています。

交通ルールをしっかりと守って、事故を起こさないことが何よりも重要です。

そのうえで、万一の事故に備えた保険に加入しましょう。

2

自転車事故による損害賠償責任や、ご自身のケガには「保険」で備えることができます。



自転車事故による損害賠償責任は「個人賠償責任保険」で、また、自分自身のケガは「傷害保険」でそれぞれ補償されます。

自転車事故に備えるための保険

対象	事故の相手		自分
	生命・からだ	財産(モノ)	
個人賠償責任保険	○	○	×
傷害保険	×	×	○

■個人賠償責任保険や傷害保険では、自転車事故のほか日常生活における事故も補償の対象となります。

例 個人賠償責任保険…買い物中に商品を壊した、飼い犬が他人に噛みついてケガをさせた
傷害保険…スポーツ中にケガをした、階段で転んでケガをした

ご不明な点はお気軽に、保険会社または代理店にお問い合わせください。

■傷害保険には、交通事故によるケガのみを補償するタイプもあります。

■業務で自転車を使用中に起こした事故は個人賠償責任保険では補償されません。
事業主が事業者用の賠償責任保険に加入する必要がありますので、ご注意ください。

早速、加入している保険の補償内容を確認してみるわ。



〈補償内容のご確認にあたってご注意いただきたいこと〉

- 個人賠償責任保険は、自動車保険、火災保険、傷害保険などの特約としてセットすることが一般的ですが、特約の名称は保険会社ごとに異なる場合があるほか、保険会社によっては取扱っていない場合があります。
- 新たな保険(特約)への加入をご検討される場合は、自転車を乗用される方またはそのご家族が既に補償内容が同種の保険契約に加入されていますと、補償の重複が生じることがあります。そのため、保険金額(支払限度額)、被保険者(補償の対象となる人)などの補償内容を十分ご確認ください。

一般社団法人 日本損害保険協会

損害保険に関する一般的なご相談や、自動車保険・自賠責保険の保険金請求に関するご相談等については、以下のナビダイヤル(通話料有料)へお問い合わせください。

本チラシに関するお問い合わせ先 ☎03-3255-1215

2020年3月 編集制作:一般財団法人 日本交通安全教育普及協会

日本損害保険協会 そんぽADRセンター
☎0570-022808(通話料有料)

(受付)平日9:15~17:00(祝日・休日および12月30日~1月4日を除く)

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

